

第25期 第26回

定例農業委員会総会

議 事 錄

令和7年7月30日

伊予市農業委員会

第25期

第26回定例農業委員会総会議事録

令和7年7月30日（水）午後3時30分から、農業振興センターにおいて第26回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	16名
農地利用最適化推進委員	5名
事務局	局長
	次長
	係長
	主査

議事日程

（議案）

第97号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
第98号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画について	11件
第99号	非農地判断について	1件
第100号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1件
第101号	伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1件

事務局

それでは皆様定刻の時間となりましたので、只今より第26回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

＜一同、礼＞

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして●●会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

よろしくお願ひいたします。

議案第97号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号1について、事務局にて説明をお願いします。

事務局

1番

貸渡人	双海町上灘	●●	さん
借受人	上野	●●	さん
申請地	双海町上灘字●●	畝	●●m ²
申請理由	(借受人) 新規就農 (貸渡人) 借受人の要望		
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

借受人は新規就農者です。経営状況は、議案説明書の2ページに「農作業従事計画書」を掲載しています。今回の申請地では、さつまいも、カボチャ、玉ねぎなどの野菜、また、傾斜地ではみかん、びわ等の果樹を予定されています。現在、●●さんは●●業をされておりますが、常勤ではなく農業優先の日程調整が可能と聞いております。この後、ご本人さんからも農業経営について発表していただきますのでご審議をお願いします。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当

していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

この申請地につきましては、私の地域の一角でございまして、●●さんと言う方が持主でございます。●●さんは、黄色い丘の持主でもあります、菜の花の時期に大変にぎわっておられるところです。●●さんから借受けて、現在は●●さんが黄色い丘の管理をしておりまして、その●●さんが、この申請地でそばを植えておりましたが、黄色い丘が非常にぎわっておりますので、そばの管理まではなかなか行き届かないということでございました。そこで、黄色い丘へ訪ねてこられた●●さんが、ぜひこの地域で農業をしたいとの申し出があり、●●さんと話をしまして、この●●さんの土地をどうかと●●さんにお話ししたところ大変気に入ったそうで、とんとん拍子に話が進みました。将来的には、この地域で家を構えたいと考えていたところ、たまたま空地の宅地がございましたので、そこも同時に購入されました。ですので、農業に熱心に従事するのではないかと思います。以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

場所は中山ですか。双海ですか。

●● 推進委員

中山と双海の境になります●●の旧道の左です。●●ところの隣の土地になります。

●● 農業委員

もう耕作はされていますか。

●● 推進委員

今までそばを植えていましたが、そばもイノシシが入ってくるので、もし、またやられたらということで去年は断念しました。今年は、ちょうどタイミングよく●●さんからのお話がありまして日当たりもいいですので話が進んだようです。

●● 農業委員

こちらでは水稻で稻作をされるのですか。

●● 推進委員

作物までは聞いておりません。

●● 農業委員

私も話を聞きましたが、水稻栽培じゃなく陸稻といいまして水を張らない稻作をするとおっしゃっていたので、蕎麦を植えていたところでするのかなと思います。

●● 推進委員

結構なだらかな斜面です。

議長

農業新聞でも陸稻といいまして畑で栽培をするということが出ておりましたが、本当に育つのかなというところがありまして、それをやって成功するのならいろいろ話を聞かせてもらえたたらと思います。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、新規就農の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の営農計画について発表をお願いします。

●●さん

初めまして。●●と申します。●●歳でございまして、松山市出身、松山育ちでございます。一方、私の妻は、父親が中山町の●●で定年後、農業をしておりました。●●と申します。私たち家族は、●●のもとで手伝いをしながらいずれ農業を継ぐという方針でありましたが、●●が1月に急逝いたしまして、後を継ごうとしたところ相続問題が発生しまして、継げなくなった経緯がありました。そんなところで、ご縁がありました今回の場所で農地を貸していただけるとのことで農業を再開していくこうと思い申請に至りました。

今回、事が事だけに4月の下旬から着手したものですから、畑の方はまだ開発段階ではあるのですが、ゆくゆくはその土地に良くあった作物を作っていくたいと思っておりまして、今回、いろいろなものを急ごしらえでやってみたところあの場所では、蔓系のカボチャやイモ、それから妙に育ちがいいのがメロンであります、蔓系が土地に会っているのではないかなと思いながら今のところそれをやっていきたいと考えております。義理の父が亡くなる1月末までは、シイタケの菌床栽培をしておりまして、シイタケは非常に足の速い1日でダメになってしまうような商品でしたので、非常にドタバタした記憶がございます。そこでやはりカボチャのような芋のような栗のような足の長いといいますか傷みにくい作物が比較的やりやすいのではないかと個人的に考えておりまして芋、栗、カボチャ、あるいは季節に応じて柿も良いのではないかと考えている次第であります。以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・ご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

いろいろとご説明がありましたけれどもカボチャやイモ類は親族のところで手伝ったという経験もありますが、作ったものは自家消費でしょうか。販売目的でしょうか。

●● さん

もちろん販売目的です。

●● 農業委員

その土地は、傾斜もありますよね。

●● さん

ありますね。

●● 農業委員

そこは、造成をしてからしますか。そのままですか。

●● さん

そのまで今のところは考えております。ハクビシンが来ますので、電柵をしてなかったので今回してみたところ入ってこなかつたです。ハクビシンは、口に合う小さいものをかじります。ところが大きくなったら口に合わないのでかじらないですね。小さいものは何とか食べられても大きくなれるくらいの規模を用意しておけば、カボチャも芋も冬ですので冬までの間、保管してゆっくり見られるかなと思っております。

●● 農業委員

中山はスイカも立派なものができていますよね。スイカのお考えはないですか。

●● さん

スイカについては、今回が初めてですし、昔、個人的にチャレンジして失敗した経験がありますので勉強中です。

●● 農業委員

今も柵を作られていますか。

●● さん

最初は、緑色のスチールのフェンスを張ってみたのですが、ハクビシンによじ登ら

れたので、上に電柵を張っています。元々、電気系の技術者で得意なところもありましたので、チャレンジしたらうまくいきました。

●● 農業委員

畑に種粒をまいてみましたか。

●● さん

まきました。

●● 農業委員

あれからひと月たちましたがどうですか。

●● さん

はい。まいたのですが、全てすすめに食べられました。今年いろいろチャレンジしたことによって来年は失敗せずに済むという考えで乾田直播をやってみたのですが、だめでした。

●● 農業委員

土をかぶせないと食べられます。

●● さん

土に隠れるぐらいかぶせたら芽が出てきませんでした。

議長

水をやらないと発芽しないのではないですか。

●● さん

自宅の庭で実験をしまして種粒を蒔いて袋をして水をかけたのですが、芽がでてきませんでした。●●さんという先輩に聞いたのですが、種の厚みしか土をかぶせてはいけないと教わりまして、それから水につけて1週間くらいして芽が出かかったものを蒔いて軽く土をかぶせたのですが、全部すすめに食べられました。種粒を臭くして動物が嫌がるようにするといいとお聞きしましたので、木酢液をふって庭で実験してみようかと思っています。乾田直播をやってみて分かったことは、水田は根を切ってやっていきますよね。それをして全くダメになります。根っこがちぎられたら復活できなくなりますし、水田は切り花と同じで水があるから根っこが再生するのであって、水が無いところにちぎって入れたらダメになってしまいました。今、家でポットのようなセルに並べたものは生えてきています。これで分かったことは、水田とは根の取り扱いを変えないといけないということです。やはり直に蒔いて直に自分の根を生やしてあげないと乾田直播は出来ないことを学びました。

●● 農業委員

昔のことを言いますが、陸稻と言って山を切り開いてそこで山を焼いて種粒をばらまいて作っていた時代もありましたが、そのようなやり方とは違いますか。

●● さん

今回は、アサヒビールの子会社が作ったビール酵母を加工した農業資材の「セルエナジー」と言いますが、それにつけることによってスバルタ教育になります。それは、種粒が病気にかかったと勘違いして必死になって芽を伸ばすことができるというもので、水稻用の種粒でも根を伸ばして育つという農業資材が開発されており、活用しています。今までの水稻は、水や肥料がいるという点でどっちかと言うと過保護ですが、乾田直播は、スバルタということで、根菌と言いまして根っこに自分で栄養を確保しながら伸ばしていくようになります。

●● 農業委員

それは、昔の陸稻のやり方を改良された作り方ですが、収量はどのようになりますか。

●● さん

先人切って走っている方は、収量は3割減ってはいますが、水の管理などの手間が7割減っていますので、逆に規模の拡大ができるので将来的には安くお米が作れるということになります。

議長

他に無いでしょうか。また、テストでやっていただいて経過などを地元の農業委員、推進委員にお話を聞いていただければと思います。全国的にもそのような省力化でチャレンジされる方もいますので、情報をいただけたらと思います。

●● 農業委員

よろしいでしょうか。現在、●●業をされておられますか、どうしてこのような山間地で農業をやりたいという気持ちの転換があったのですが。

●● さん

先程も冒頭でお伝えしましたが、元々は、妻の父親が●●でしたので、山で農業をするということが頭にありました。一方で私が住んでいるのは、●●で周りは造成された立派な田んぼがたくさんあります。私は良いところを取っていくのではなく求められているところに行きたいという思いがありまして、担い手が来ないかと言われるところの方が活躍の場があると思っております。上野は、皆さん頑張っていらっしゃるので「貸してください」と言っても難しいところがありますが、やはり山間地に行きますと「使ってください」と言われます。山間地は、高齢化が進んでいますので土地もあまつてくるという話を聞きます。また、家土地と田んぼ畠がセットですので売

れないということも聞きました、私の出番だなと思いました。現実は、私の娘に●●業のバトンタッチをしております。私は、全部渡してから引退したいと思っております。

議長

他に無いようでしたら田中さんには、退出していただきます。ありがとうございます。

あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

新規就農者であれば制度の活用ができますか。年齢が関係ありますか。

事務局

●●歳代ですので該当しません。

●● 農業委員

何歳までですか。

事務局

40歳代までです。

議長

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

2番

譲渡人 兵庫県神戸市 ●● さん

譲受人 下吾川 ●● さん

申請地 双海町大久保字●● 畦 ●● m²
他 6筆 合計●● m²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ2番のとおりです

●●さんは、下吾川に住居がありますが、申請地に2件目となる住宅を譲受人から購入した際に、周辺の農地を譲り受けるようになります。農地は2反程と家庭菜園にしては、少し広いですが、配偶者の実家の畑での、さつまいも栽培等の経験もあり、関係者との現地立会においても特段問題はありませんでした。週に3日は勤務でられていますが、それ以外は農作業に従事したいとのことです。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号2について、地元委員欠席につき●●委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

この件ですが、●●さんがこちらにおられないということで、●●さんが伊予市在住ですので、●●の見晴らしのいいところに家と土地のセットで購入されました。現在、植わっている栗や桃のところは引き継いでされるということです。筆数がたくさんありますが、傾斜地ですので農地として使いにくいところがあります。家から100m離れたところに栗や桃がありますので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長

番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。

続いて、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

3番

譲渡人

中山町佐礼谷

●●

さん

譲受人

中山町佐礼谷

●●

さん

申請地

中山町佐礼谷●●

田

●●m²

譲受人の耕作面積

●●m²

申請理由 (譲受人) 経営規模拡大
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 売買による所有権移転
譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ3番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号3について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

この農地は、●●の隣の土地になりますが、●●は所有ができないということで●●さん個人の名前で使用していましたが、●●さんは体調が悪くなりまして、今後も●●が使いますので現在の組合長の●●さんが続いてされるということです。以上です。

議長

番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

これは、経営規模拡大になるのですか。話を聞いておりましたが、耕作はしても●●の経営規模にはならないのではないでしょうか。

●● 推進委員

畑として半分は使っていてもう半分は●●ですので糲の仮置場として使っています。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4につきまして、事務局の説明をお願いします。

4番

譲渡人	上吾川	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん

申請地	上吾川字●●	田 ●● m ²
	同じく ●●	畠 ●● m ²
譲受人の耕作面積	●● m ²	
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難	
権利の種類	売買による所有権移転	

譲受人の経営状況は、議案説明書の1ページ4番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号4について、地元委員である私の方からの意見を発表させていただきます。

●●さんは、この近くのハウスでイチゴ、48号、マスカットを作つておられます。唐川の方では、キウイフルーツをされている方で会社経営をされておりますが、息子さんが後を継いでされております。どちらかというと趣味で放任園地を何とかしたいという気持ちから農業を始めて、いろいろなことをされております。この場所につきましては、●●さんが野菜を植えて耕作しておりましたが、体調が悪くなり、耕作できなくなつたので放置状態になっておりました。そこで、●●さんにお願いをしたところ話が進みました。●●さんの知り合いに甘夏のマーマレードを作られる方がいまして、その方から甘夏を作つてほしいとの要望もありますが、まだ思案中のようです。松山の方から毎日ハウスを見に来られて頑張つておられますし、販売先も持つておられます。また●●の中のレストランの運営をされております。今後も荒地をもっと買ってもいいなという話も出ておりますので、荒れているところがあれば活用していただけるという期待をしております。以上になります。

議長

番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

ハウスというのは、建つてあるハウスの空いているところですか。現在、使われていないところですか。

議長

はい。一昨年にその周辺のハウスで1反程、9棟ありますが、なすびを作つてた方ができなくなりそのまま放置しておりましたので、骨組みだけ補強してあとは全てやり替えて土も掘り起こして、かなり大掛かりでされています。

●● 農業委員

イチゴは観光ですか。

議長

需要が間に合わない状況でして、観光ではないです。3棟のうち1棟は今回したのですが、イチゴの実が大きいです。水耕栽培でされておりますので、3棟を全部イチゴにするそうです。それでも要望が多くて間に合わないだろうとの事です。

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5につきまして、事務局の説明をお願いします。

5番

貸渡人	市場	●●	さん
借受人	八倉	●●	さん
申請地	八倉字●●	畠	●●m ²
借受人の耕作面積	●●m ²		
申請理由	(借受人)	経営規模拡大	
	(貸渡人)	農地管理困難	
権利の種類	30年間の使用貸借権設定		

借受人の経営状況は、議案説明書の1ページ5番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号5について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

この場所は、借受人の●●さんの亡くなられたお父さんが、●●さんから以前から借りておりました場所になりました、せとかを栽培しておりました。お父さんが4年程病気で入院をしておりましたので、荒れておりまして、今は1/3しか残っておりませんが、お父さんが亡くなられて遺産相続をした際に●●さんは長男さんでありますので、水田や畠の農地を名義変更されました。もうすぐ定年退職されますので、せとかが1/3、家庭菜園が1/3でされております。場所も●●さんの家のすぐ隣の東側でございまして、非常に便利でございます。お父さんが借りていた土地を引き続いでされるそうということでおろしくお願ひいたします。

議長

番号5につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

30年間という期間は問題ないでしょうか。貸す方が●●歳で借りる方が●●歳ですよね。

事務局

3条の申請は50年間まで大丈夫です。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号5について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号5について承認いたします。

議案第98号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、次のとおり農業委員会の審議を求める。農用地利用集積等促進計画（第2号）番号1～11について、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、お配りしております別冊、令和7年度「農用地利用集積等促進計画」第2号をご覧下さい。こちらには、申請毎の利用権設定内容を載せております。

今回の利用権設定の申し出の合計は、11件、24筆、21,764m²でした。内訳としては、有償の件数が3件、無償の件数が8件と無償の件数が多くなっております。

各申請において担当地区農業委員さん・推進委員さんに現地確認願にて確認いただいております。内容について、問題等ないかと思われます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1～11につきまして、委員の皆様からご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

全体で何を審議するような計画ですか。

事務局

補足説明させていただきます。今年の4月1日に法改正されまして通常は、農地利用集積計画というもので農業経営基盤強化促進法に基づくもので、一般的には利用集積と言わされておりましたものの法律が改正されまして、使えなくなりました。今回の中間管理事業に係る法律がバンク法と言いますが、今まで農地の貸し借りが農地法3条申請で行われております。これは、個別案件として1件1件審議されておりまして、耕作の内容や譲渡人の状況、営農計画などを個別審議いただいているやり方でした。ですが、水稻作付けが一般的でありました利用集積計画というものがなくなった関係で、農地中間管理事業による促進計画による一括審議を農業委員会ではお願いするようになります。

利用集積計画の申請は、基本、稻作に合わせておりましたので、4月と10月に集中しておりました。一番大きな違いは、中間管理事業は長期の集積、集約を目的としておりますので、当初は基本、最低10年の期間設定でしたが、法が改正されて5年までは短縮されております。先ほどの3条の申請で、30年でいいのかという質問がありました。使われる法律によって最長年度が変わってきますが、今までの促進計画につきましては、基本、水稻作付けの時期に合わせた形の一括借り上げをさせていただくようになります。今までは、基本的には農業委員会ではなく市長部局での貸し借りの契約書を取り交わしておりましたが、一旦、機構が一括で取りまとめるということでございます。

今後も促進計画の認定が起案として度々上がってくると思いますが、今まで農業委員会の総会で審議を諮り、ご意見をいただいて、問題なしとなると市長がその計画を遂行と言うことでだいたい2カ月ほどあれば貸し借りの計画ができておりましたが、間に中間管理機構が入りますので、この結果をもって機構に進達をして最終決定を機構がするということで、4~5カ月の期間がかかりますので、農業者の方に不便をおかけしないようなやり方をとらせていただきたいと思います。

促進計画の議案については、先にご送付をさせていただきますし、個別の案件ではなくて計画そのものを見ていただきたいのとそれぞれの担当地区の個別案件については、各委員さんにもお目通ししていただいておりますので、問題ないと思いますが、もし仮に疑義があった場合は、この場で審議をしてご意見を頂戴するという形を取らせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

議長

この件に関しまして、他に無いでしょうか。

●● 農業委員

これは今説明されたように1年契約や2年契約はできないようになったのですか。

事務局

はい。

●● 農業委員

最短が5年ということですか。

事務局

はい。そこが一番問題になってきます。

●● 農業委員

これは現状に合わなと思いますが、そこの改善はできないのですか。

事務局

はい。先だって、●●会長と愛媛県の市の農業委員会長会に行った際にそこでも議論になったのですが、そもそも農地利用促進計画しか使えないことが一番問題であるということで、全国的にこの法改正について異議を申し立てているのが全国で4県だけになります。機構の推進と言うのが都道府県によって違うのかもしれません元通りのやり方にしてほしいという要望を愛媛県の農業会議を通じて再三にわたって行っております。今後も引き続いて農業者の実状に合わせた形の貸借の契約方法を要望しておりますが、法律で決まっておりますので、貸借の契約については農地法3条があるいは中間管理機構の法律に基づく貸し借りしか農業委員会としても市としてもお墨付きを与えることができないことが現状でございます。引き続きその改正は求めていきたいと思います。

議長

他にないでしょうか。無いようでしたら、番号1～11について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1～11について承認いたします。

議案第99号

農地法第2条の規定による農地でないことの判断について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

議長

番号1について、事務局の説明をお願いします。

番号1

議案説明書は、4ページ、番号1です。申請地説明図は、位置図が2ページ、現地写真は、3ページをご覧ください。申出人及び土地所有者は、中山町中山、●●さん。土地所在地は、中山町中山●●、畠、●●m²、他1筆、計2筆、面積合計●●m²です。

今回の非農地判断に至る理由でございますが、申出地は、急斜面などの耕作条件の

悪い土地で、約 30 年前に農地としての管理を諦め耕作放棄により荒廃し山林化したもので、農地への復元が著しく困難であることから非農地判断を求められているものであります。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 推進委員

現地を確認しましたが、写真の通り山林化しております。一部きれいに植林されている部分と竹やぶがございます。農地として復元するのは難しいことと利益がないので山林でお願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号 1 につきまして、委員の皆様からの御質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号 1 について賛成の農業委員さんは举手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 1 について承認いたします。

議案第 100 号

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項及び第 4 条の 5 第 1 項第 27 号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議長

それでは、番号 1 について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案説明書は、5 ページ、番号 1、申請地説明図は、位置図が 4 ページ、現地写真は 5 ページをご覧ください。申出人は、伊予郡砥部町、●●さん。土地所有者は、上野、●●さん。土地所在地は、上野字●●、田、●●m²。計画変更内容は、農家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画 27 号計画の変更及び農振・農用地区域からの除外です。

申出人は現在、勤務の傍ら農業に従事している。現住居は妻と子供1人で同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になってきたことから、住宅建築を計画し新居建築用地を検討し探していたが、申出人の父が所有する申出地が、将来的な育児や農作業従事の面等からも最適地であるため、当該申出地に農家住宅を建築すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 付帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：有

（土地改良区等：除外支障なしの意見で協議・調整中）

当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断される。

盛土規制法の許可届出は不要と判断される。

本事案は伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いいたします。

●● 推進委員

申出人●●さんは、現在、砥部町の賃貸アパートに家族3人で暮らしておりますが、子どもの成長にともない手狭になったこともあります、新たな住宅を建築したいということで探していたところ、お父さんの●●さんの家の東隣がいいのではないかとなりました。この土地は、青地であります農振地域になりますので、今回、農振除外の申請が出されました。田んぼになっておりますが、現地写真のように畑になっており、野菜栽培やコスモスを植えています。ご審議の程よろしくお願いいたします。

事務局

議案書の方は、登記地目を記載しておりますが、現状は、普通畠となっております。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

議案第101号

伊予農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外の申出があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

議長

番号1について、事務局の説明をお願いします。

事務局

議案説明書は、6ページ、番号1、申請地説明図は、位置図が6ページ、現地写真是、7ページをご覧ください。申出人は、三秋、●●さん。土地所有者は、三秋、●●さん。土地所在地は、三秋字●●、田、●●m²。計画変更内容は、進入路及び駐車場への転用を目的とした、農振・農用地区域からの除外です。申出地は、申出人住宅において、所有する車両の増加により駐車場所の確保が困難となり、また住宅に至る生活道路が狭く安全面での懸念があったことから、土地所有者との申し合わせにより、進入路兼駐車場として転用し利用していたものであるが、これは申出人等の関係法規に対する認識不足によるものであるため、是正手続きとして本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 附帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：無

当該地区における地域計画の達成に支障を及ぼすこともないと判断される。

盛土規制法の許可届出は不要と判断される。

本案件については、転用目的が明確であり、生活上の必要性等止むを得ない事情によるものであると考えられ、個別除外による対応も止むを得ないものと判断されます。

以上、ご審議の程よろしくお願いします。

議長

それでは、番号1について、地元委員からの意見をお願いします。

●● 農業委員

申請地説明図7ページの車を停めている右側が●●さんの土地ですが、国庫帰属の関係で砂利を入れている土地を分筆して進入路に変更するということです。説明書に書いておりますが、●●さんと●●さんの申し合わせでコンクリートの擁壁で仕切って、●●さんの子どもさんが駐車場として使っていましたが、嫁がれたので使わなくなり、今回、国庫帰属の関係でこのような修正がありました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質問はございませんでしょうか。

●● 農業委員

親子ではないのでしょうか。

●● 農業委員

違います。

●● 農業委員

真ん中に水路がありますがどこの持ち物ですか。

●● 農業委員

個人のものではないです。交雑はしておりません。

●● 農業委員

部落の許可が必要になってきますね。

議長

横の広い空き地は何ですか。

●● 農業委員

ここは農地です。この農地は国庫帰属で国に返すということになっております。●●さんはご健在ですが、次男さんが全部手放したいという思いがありまして奔走しております。土地についても引き受けくれない土地がありますので、国庫帰属の対応出来る土地は、国庫帰属にしたいようです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは

挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございました。番号1について承認いたします。

それでは、その他ご質疑等はございませんでしょうか。無いようでしたら、以上で、議案審議を終了いたします。

事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は8月29日（金曜日）午後1時30分から農業振興センター1階第2会議室での開催を予定しております。

次の議事録署名人については、

「●●番 ●● 委員」

「●●番 ●● 委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第26回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後5時03分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人